

日司連常発第 61 号
平成 27 年 (2015 年) 9 月 4 日

司法書士会会長 各位

日本司法書士会連合会
常務理事 蔭山 明 宏

解散した司法書士法人の社員が他の司法書士法人の社員となることについて
(お知らせ)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、東京司法書士会より照会があり、【別紙 1】のとおり回答いたしましたので、照会文書【別紙 2】とあわせてお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。

[本件に関する問い合わせ先]

日本司法書士会連合会 事務局総務部総務課 稲津
Tel 03-5925-8101 (直通) / Tel 03-3359-4171 (代表)

日司連常発第58号
平成27年(2015年)8月31日

東京司法書士会
会長 清 家 亮 三 殿

日本司法書士会連合会
常務理事 蒔 山 明 宏

貴会からの照会について(回答)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成27年7月29日付東司発第193号にて照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり、回答いたします。

なお、本件に関する貴会からの照会及び本回答を全司法書士会に通知するとともにNSR3.netに掲載することとしたいので、その是非について書面にてご連絡ください。

記

標記の件につきましては、貴見のとおりと思料します。

貴職からの照会のとおり、平成26年7月29日付日司連常発第42号にて、解散した司法書士法人の社員は、当該司法書士法人の清算人に就任したか否かにかかわらず、競業禁止義務を負わないことから、自己若しくは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことができる旨の通知をしています。

司法書士法第42条第1項は、司法書士法人の社員の競業及び他の司法書士法人の社員となることを禁止していますが、解散した司法書士法人の社員は、前記通知のとおり競業禁止義務を負わないことから、当該司法書士法人の清算人に就任したか否かにかかわらず、他の司法書士法人の社員となることできると思料いたします。

以上

[本件に関する問い合わせ先]

日本司法書士会連合会 事務局総務部総務課

Tel 03-5925-8101(直通) / Tel 03-3359-4171(代表)



別紙 2

東司発第193号

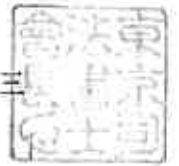
平成27年7月29日

日本司法書士会連合会

会長 三河尻 和 夫 殿

東京司法書士会

会長 清 家 亮 三



照 会 書

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成26年7月29日付日司連常発第42号にて、「解散した司法書士法人の社員は、当該司法書士法人の清算人に就任したか否かにかかわらず、自己若しくは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことができる」との通知をいただきましたが、下記のとおり疑義がありますので、照会します。

記

司法書士法第42条の規定にかかわらず、解散した司法書士法人の社員は、当該司法書士法人の清算人に就任したか否かにかかわらず、自己若しくは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことができるとされていますが、平成26年7月29日付日司連常発第42号の理由部分によれば、解散した司法書士法人の社員は、当該司法書士法人の清算人に就任したか否かにかかわらず、他の司法書士法人の社員となることも許容されると思料しますが、前出の通知にはその言及がないことから、いささか疑義がありますので、照会します。

以上

7.29

1335 